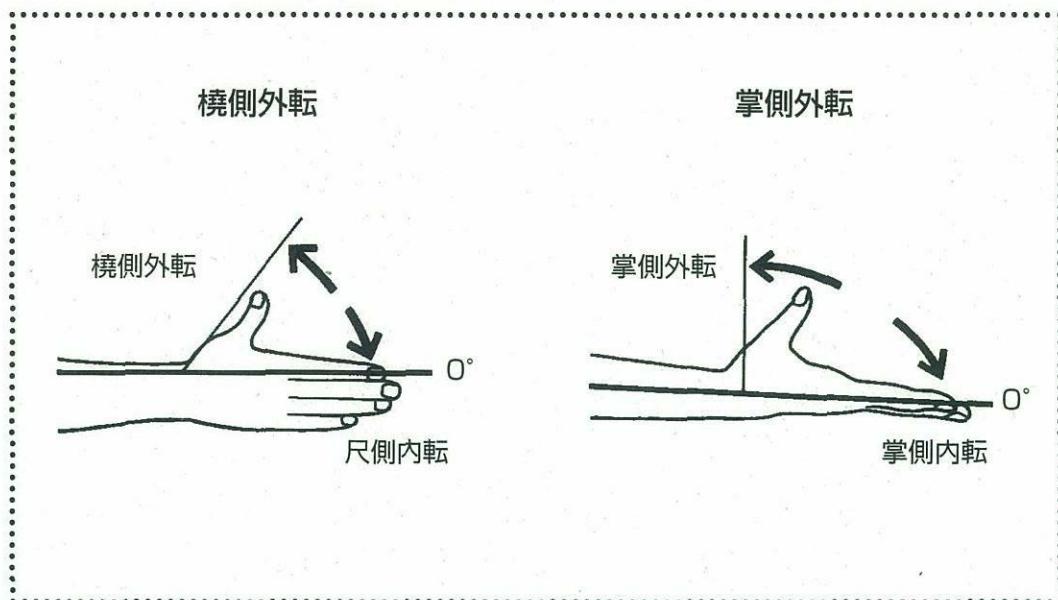


(2) 母指の「用を廃したもの」について

従来、母指の中手指節関節の運動（母指の対立及び指間の離開）については、指節間関節の運動障害と同様、1/2以下に制限されている場合は「母指の用を廃したもの」と取り扱うとしていたのを改め、新たに、**橈側外転及び掌側外転**に著しい運動障害（可動域が健側の1/2以下に制限されたもの）が存するものを「用を廃したもの」と取り扱うこととした。



(3) 手指の「用を廃したもの」について

手指の末節の指腹部及び側部を支配する感覚神経が外傷により断裂し、手指の感覚が完全に脱失した場合^{※5}についても、新たに「手指の用を廃したもの」と取り扱うこととした。

※5 「手指の感覚が完全に脱失したこと」は、筋電計を用いた知覚神経伝導速度検査の結果感覚神経活動電位 (SNAP) の振幅がないことを確認することにより認定します。